

新たな住宅セーフティネット制度

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 住宅整備課

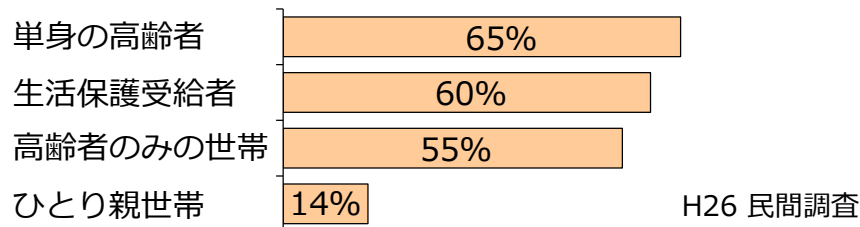
平成30年7月25日

住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から1割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
－ 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

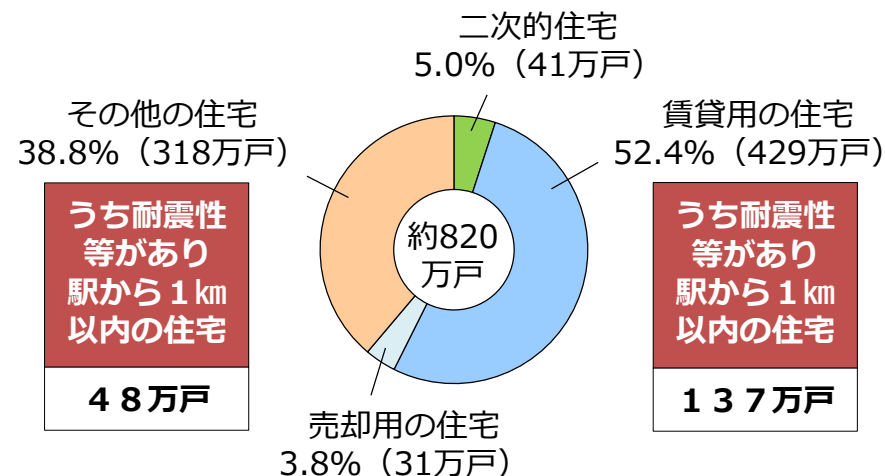
- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない

【管理戸数】

(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸

- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

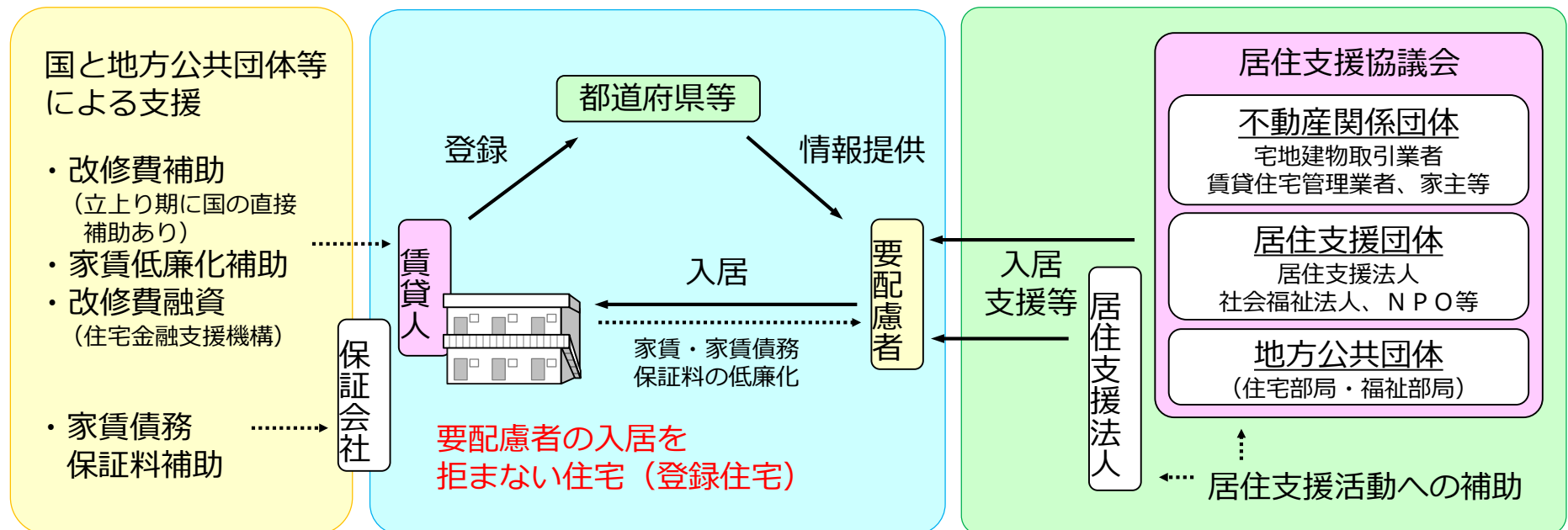
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 半年以内施行）

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅セーフティネット制度の現状

- セーフティネット住宅は、2020年度末までに17万5千戸を確保することが目標であり、現在、867戸が登録されています。
- 地方公共団体が定めることができる賃貸住宅供給促進計画は、16都道府県1市で計17の計画が策定されています。
- 居住支援協議会はすべての都道府県と23市区町で計70が設立されており、居住支援法人は19都道府県で67者が指定されています。

※いずれも6月7日時点

■全国の状況

セーフティネット住宅 の登録	867戸 (22都道府県)	北海道7戸、宮城県1戸、山形県10戸、福島県10戸、群馬県16戸、埼玉県8戸、千葉県25戸、東京都30戸、神奈川県9戸、山梨県88戸、岐阜県36戸、静岡県22戸、愛知県9戸、福井県10戸、京都府6戸、大阪府402戸、兵庫県41戸、岡山県81戸、愛媛県2戸、福岡県3戸、熊本県1戸、鹿児島県50戸
賃貸住宅供給促進計画 の策定	16都道府県 1市	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、山梨県、静岡県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、長崎県、沖縄県、横浜市
居住支援協議会の設立	47都道府県 23市区町	すべての都道府県、北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、文京区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田谷区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、船橋市、岐阜市、京都市、宝塚市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市
居住支援法人 の指定	67者 (19都道府県)	北海道2者、岩手県2者、埼玉県1者、東京都3者、神奈川県1者、福井県1者、静岡県1者、愛知県6者、京都府1者、大阪府21者、兵庫県3者、奈良県2者、岡山県1者、広島県2者、福岡県12者、長崎県1者、熊本県5者、大分県1者、鹿児島県1者

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者などを予定)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

・都道府県や市区町村が

供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上と定める予定
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること
- ・一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積
 $15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上
(N:居住人数、 $N \geq 2$)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積
 9 m^2 以上（造り付けの収納の面積を含む）

○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

賃貸住宅供給促進計画の策定について

- 賃貸住宅供給促進計画をまだ策定していない地方公共団体におかれては、早期の策定をお願いします。
- 住宅確保要配慮者の二一ズ調査等を行う場合であっても、まずは、登録基準の緩和と住宅確保要配慮者の追加のみを行う簡易版を策定することが考えられます。（国から提供した「賃貸住宅供給促進計画の検討・策定の手引き」にひな形が掲載されています。）

■ 登録基準の緩和の状況

タイプ 【国の基準】	一般 【住戸25㎡】	台所等一部共用 【住戸18㎡】	共同居住型 【1人専用居室9㎡、全体(15N+10)㎡】
東京都	平成7年度以前に着工： <u>15㎡以上</u> 平成8～17年度に着工： <u>17㎡以上</u> 平成18年度以降に着工： <u>20㎡以上</u>	<u>13㎡以上</u>	1人専用居室面積： <u>7㎡以上</u> 住宅全体面積：(13×居住人数+10)㎡以上
大阪府、横浜市	<u>18㎡以上</u>	—	—

■ 住宅確保要配慮者の追加の状況（概要）

	海外 引揚	新 婚	原爆 被爆	戦傷病	児童養 護施設	LG BT	UIJ	要配慮 者支援	その他（主なもの）
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	難病、要介護要支援
宮城県、秋田県、静岡県、愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	妊婦
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	若者
北海道、東京都、福島県、大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	○	○	○	○	○	○		○	被虐待
徳島県	○		○	○	○	○		○	妊婦、炭鉱離職、離職退去、要介護要支援、被虐待
鳥取県	○		○	○	○	○			起訴・執行猶予、罰金・科料
沖縄県	○		○	○	○				
青森県	○		○	○					
横浜市					○				
山梨県									

セーフティネット住宅の登録促進について ③

○ 地方公共団体が、セーフティネット住宅の改修や家賃低廉化等への補助を行う場合には、国がその半額を支援することとしていますので、積極的に補助事業を実施するよう検討をお願いします。

■ 補助制度の概要

	改修	家賃低廉化	家賃債務保証料低廉化
補助対象者	大家等	大家等	保証会社等
対象費用	バリアフリー改修、シェアハウスへの改修、耐震改修等	家賃の引き下げ	家賃債務保証料の引下げ
入居者の要件	政令月収38.7万円以下の住宅確保要配慮者等	低額所得者(政令月収15.8万円以下)	低額所得者(政令月収15.8万円以下)
補助率	2/3	10/10	10/10
補助限度額	50万円/戸(一定の大規模工事は100万円/戸)	4万円/月・戸	4万円/月・戸
その他		原則10年間以内	入居時の保証料に限る

■ H30当初予算の要望があった地方公共団体

	都道府県	平成30年度当初予算を要望		
		政令市中核市	改修費	家賃債務保証料
北海道	函館市	○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
岩手県	盛岡市	○		
		○	○	○
宮城県	大崎市	○	○	
		○		
山形県	南陽市	○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
		○	○	○
福島県	郡山市	○	○	○
		○		
栃木県	栃木市		○	
			○	
群馬県	前橋市	○		
埼玉県	さいたま市			○
千葉県	千葉市			○
				○
			○	○
東京都	八王子市		○	○
		○		
			○	
			○	
			○	
神奈川県	横浜市		○	○
			○	
静岡県	長泉町		○	
愛知県	名古屋市	○	○	○
京都府	京都市	○		
		○	○	○
			○	○
			○	○
兵庫県	姫路市		○	
			○	○
			○	○
鳥取県	鳥取市	○	○	○
徳島県	鳴門市	○	○	
		○		
		○		
		○		
		○		
福岡県	長崎市	○	○	
			○	
		○	○	

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 69協議会が設立（H29年7月末時点）

- 都道府県（全都道府県）
- 区市町（22区市町）

北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、文京区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田谷区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、船橋市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

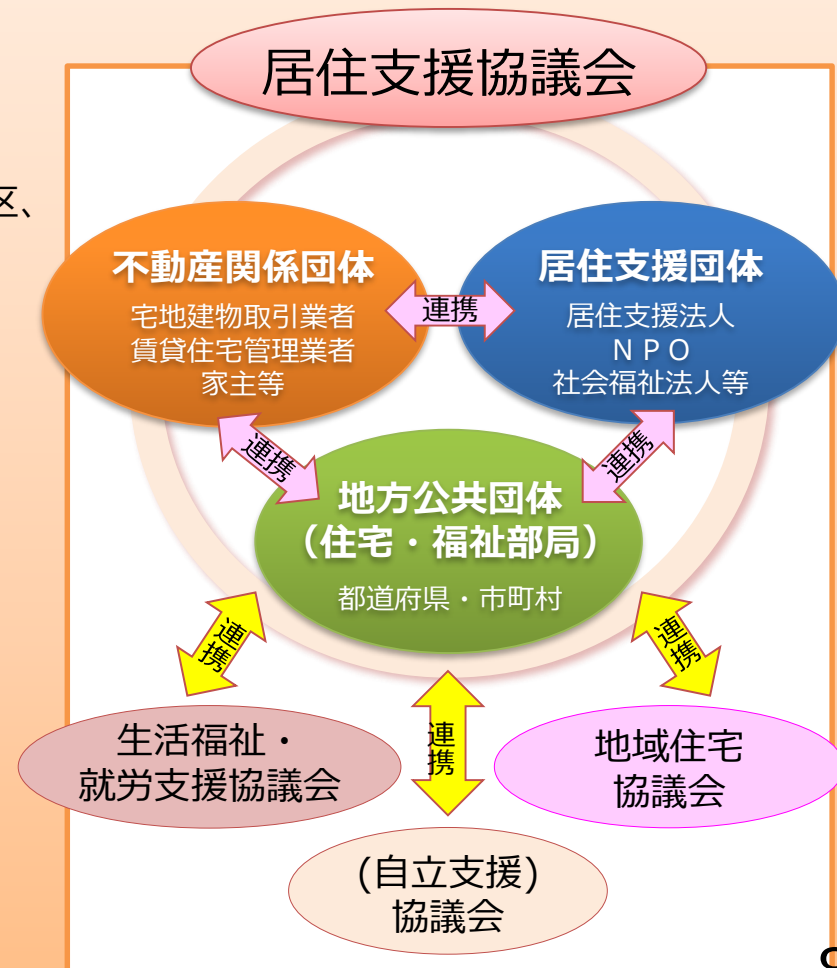
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔H29年度予算〕

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数



岡山県居住支援協議会の取り組み概要

- 居住支援活動を実施しているNPO法人と市町村との間で相互連携を図り住宅確保要配慮者の方にワンストップで情報提供できる仕組みの構築を進める。
- 障害者等の入居支援に取り組むNPO法人が構成団体となり、入居支援を実施。

【名称】岡山県居住支援協議会 【設立】平成24年8月
【構成団体】

・地方公共団体

岡山県(都市局住宅課)、岡山市(都市整備局住宅課)、
倉敷市(建設局建築部住宅課)、津山市(都市建設部
建築住宅課)

- ・不動産関係団体

(一社)岡山県宅地建物取引業協会、(一社)岡山県不動産協会、(一社)岡山県建築士会

・居住支援団体

岡山県社会福祉協議会、NPO法人まちづくり推進機構
岡山、NPO法人おかやま入居支援センター

【事務局】(一社)岡山県宅地建物取引業協会

居住支援協議会

構成団体間の連携

- ・地方公共団体
 - ・不動産関係団体
 - ・居住支援団体
- ⇒居住支援ネットワーク構築支援

情報提供

居住支援団体

居住支援ネットワーク
(NPO法人等)

- ・高齢者支援
- ・障がい者支援
- ・子供支援
- ・ホームレス支援 等

居住支援
生活支援

入居相談

住宅確保要配慮者

入居相談
生活相談

個別相談の実施

- 電話相談窓口の設置
- 対面相談会の実施⇒構成団体であるNPO法人が窓口となり、相談内容に応じて連携しているNPO法人等の情報提供等を実施。

居住支援ネットワークの構築

- 県内で居住支援を行っているNPO法人等の情報収集
- 各居住支援団体のネットワーク構築に向けた報告会の実施、活動をHPで公開

《居住支援活動を実施している団体及び支援内容》

【NPO法人 おかやま入居支援センター】
高齢者、障がい者等入居できるアパート等の
確保が困難な方へ、行政等の関係機関と
協力して住居や居場所を提供する活動を実施

【NPO法人 岡山けんかれん】
長期精神科入院者等に対する試験外泊事業、
24時間電話相談、短期宿泊等の事業を実施

【NPO法人 岡山・ホームレス支援きずな】 【HPで居住支援団体の紹介】
ホームレス状態にある方への応急援護、相談、自立のサポートや地域定着のための支援事業を実施

【NPO法人 子どもシェルターモモ】
虐待等の理由で家庭や施設などで生活できない子供たちへ自立のサポートや社会に出た後のアフターフォローの実施

【NPO法人 子ども劇場笠岡センター】
高年齢者、DV被害者、障がい者等の困りごとの相談、その方に必要な支援（避難先の提供、住居探し）、支援者ネットワークや関係機関の紹介を実施

入居円滑マニュアルの作成

- ## ●高齢者が民間賃貸住宅に入居しやすくなるための家主、仲介業者及び管理業者向けのマニュアル作成及び配布

居住支援団体一覧

105号の女優団外です。(平瀬美奈)女優門外にふいとは参団体へお預け合わせください。



NPO岡山けんがれん 岡山広地域移行
推進センター



おかやま入居支援センター

入居支援
 西条市（瀬戸内市域以外）で、障がい者、被虐待者、DV被害者、虐待されている方）、村会の方などで、入居で必要なアパート等の確保が困難な方、



岡山・ホームレス支援さずな



子どもシェルター-モモ



ハーモニートネット未来 認定NPO法人
ども劇場芸術センター

【HPで居住支援団体の紹介】

大牟田市居住支援協議会の取り組み概要

○地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築するとともに、空き家を改修・活用できる仕組みや住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

【名称】大牟田市居住支援協議会 【設立】平成25年6月
【構成団体】

・地方公共団体等

大牟田市(長寿社会推進課、福祉課、建築住宅課、建築指導課、児童家庭課)、大牟田市地域包括支援センター

・不動産関係団体

公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会県南支部、ありあけ不動産ネット協同組合

・居住支援団体

大牟田市介護サービス事業者協議会 大牟田市地域認知症サポートチーム(医療関係)、大牟田市介護支援専門員連絡協議会、大牟田市障害者自立支援協議会、公益社団法人 福岡県社会福祉士会、社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会、大牟田市民生委員児童委員協議会、福岡県司法書士会筑後支部

・学識経験者

独)有明工業高等専門学校建築学科、熊本県立大学環境共生学科

【事務局】大牟田市社会福祉協議会

相談対応マニュアルの作成及び相談支援実施体制の構築

- 住宅確保要配慮者向けの相談マニュアルを作成。
- 住まい情報サイト「住みよかネット」への掲載内容充実
- 無料相談会の実施
- 窓口での電話・対面相談の実施

空き家の利活用方法を検討

- 民生委員・学生と連携し市全域を対象にした空き家実態調査〈H25〉
(建物の建て方・構造・老朽度状態等を調査分析)
- 地域に潜在する空き家の改修・活用方法
地域ネットワークや在宅サービス等と連携などを研究〈H26〉
- 空き家の所有者を対象に意向調査〈H27〉
(将来の利用・活用について調査分析)
- 空き家所有者向け無料相談会や空き家利活用セミナーの実施



【空き家情報サイト】



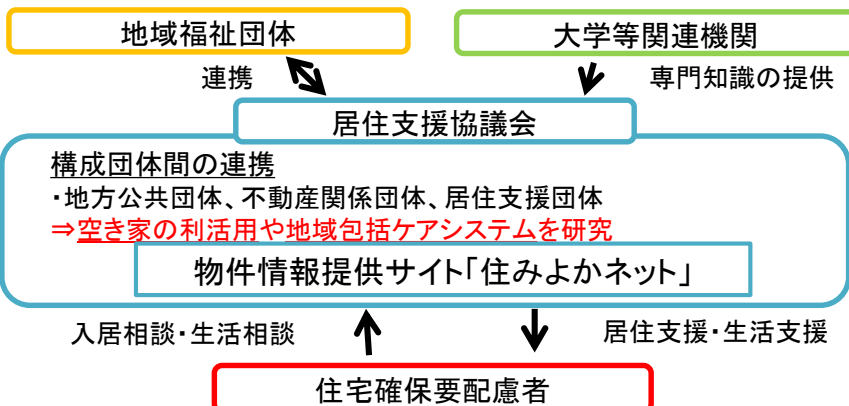
【無料相談会チラシ】



【セミナー・相談会の様子】



【セミナーチラシ】



広島県居住支援協議会の取り組み概要

○居住支援協議会の取り組みや居住支援制度の普及啓発を実施するとともに、公営住宅応募者の落選者等に対して住宅情報の提供やあんしん賃貸支援事業の協力店の情報提供を実施。

【名称】広島県居住支援協議会 【設立】平成25年5月

【構成団体】

・地方公共団体(県、全14市9町)

広島県(土木局住宅課、地域政策局国際課、健康福祉局子ども家庭課、地域福祉課、障害者支援課、高齢者支援課)

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

・不動産関係団体(3団体)

広島県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会広島県本部不動産流通経営協会中・四国支部、日本賃貸住宅管理協会広島県支部

・居住支援団体(1団体)

NPO住宅&相続支援びんごNPOセンター

【事務局】広島県宅地建物取引業協会

県営住宅抽選会場での情報提供

- 県営住宅の定期募集の抽選会場において、隣室に情報提供コーナーを設置し居住支援に関する窓口を紹介するとともに、落選者等に広島県あんしん賃貸住宅等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の情報提供を実施

住宅確保要配慮者に対する居住支援制度の普及啓発

- 居住支援協議会の活動内容に関するパンフレットを県及び市町等の窓口に配架するとともに、公営住宅応募者のうち落選者に対して住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び居住支援制度を紹介

情報提供システムによる住宅情報の登録及び周知

- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業で構築された情報提供システムについて、事業者(住宅オーナー)が登録・情報更新した住宅情報を公開し協議会会員に登録情報をメーリングリストにより周知

居住支援や賃貸住宅市場の動向等に関する講習会の開催

- 民間賃貸住宅の所有者を対象に居住支援協議会の取り組みや高齢者向け賃貸住宅市場の動向等についてセミナーを開催



高齢者を対象とした居住支援体制の構築に向けた検討部会の開催

- 高齢者の居住支援体制の構築に向けた、課題の整理を行い、課題解決策について検討するため、関係者の横断的な連携のもと検討部会を開催

居住支援協議会

構成団体間の連携

・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体

⇒公営住宅応募者等に対して情報提供を実施

⇒家主向けセミナー、パンフレットの作成等普及啓発の実施

⇒居住支援体制の構築に向けた検討部会の開催

情報提供



居住支援制度の普及啓発

県市町住宅課等

入居相談・生活相談



居住支援・生活支援

住宅確保要配慮者

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、団体を指定することが可能

● 居住支援法人に指定される法人

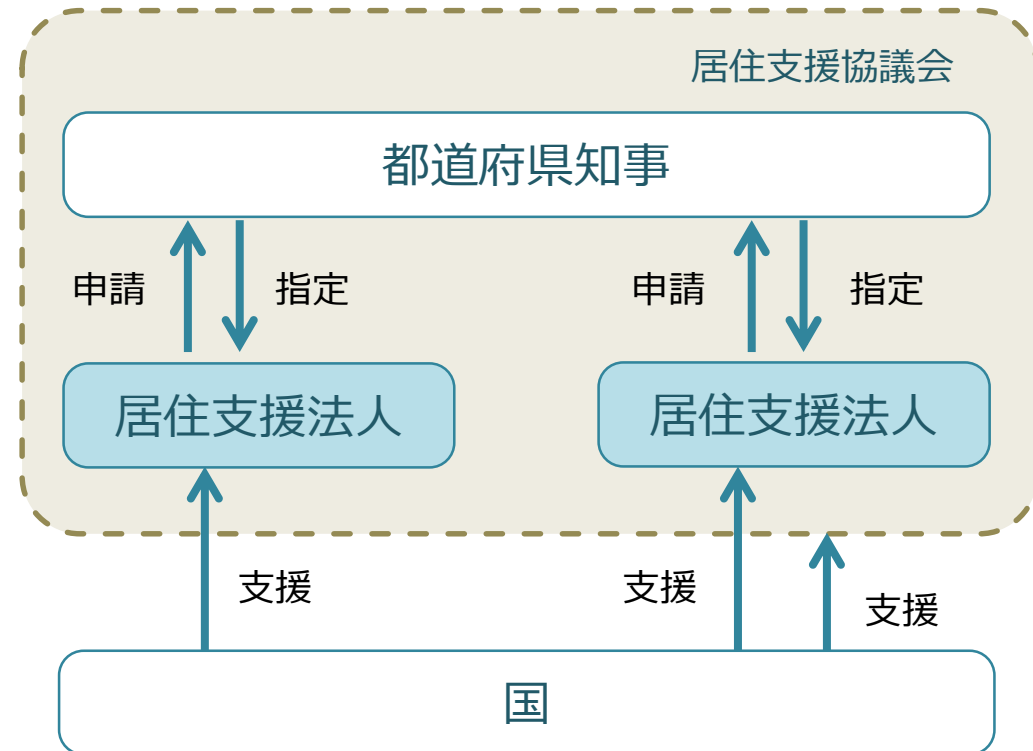
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする株式会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人が①の業務を行うかどうかは、地域の実情を踏まえて判断されるもので、すべての居住支援法人が必ずしも同業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人等への支援措置

- ・ 居住支援法人・居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に係る活動に対し支援（限度額1,000万円）※〔H29年度予算〕重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数

近畿管内の債務保証業者の登録状況一覧

登録番号	事業者名	本社所在地
国土交通大臣(1)第2号	日商ギャランティー株式会社	兵庫県神戸市中央区元町通5丁目4-3
国土交通大臣(1)第3号	株式会社近畿保証サービス	兵庫県神戸市中央区北長狭通4丁目4番18号
国土交通大臣(1)第8号	日本セーフティー株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀2丁目1番1号
国土交通大臣(1)第14号	株式会社南大阪保証サービス	大阪府堺市中区深井沢町3125番地アートビル301号室
国土交通大臣(1)第19号	株式会社エフアール信用保証	大阪府大阪市天王寺区上汐4-3-11
国土交通大臣(1)第23号	リビングネットワークサービス株式会社	京都府京都市下京区高辻通東洞院東入稲荷町521番地
国土交通大臣(1)第37号	株式会社エントランス	兵庫県姫路市花影町3丁目1-5
国土交通大臣(1)第44号	興和アシスト株式会社	大阪府大阪市中央区道修町1-5-18
国土交通大臣(1)第47号	日本賃貸住宅保証機構株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-2-22マルチOBPビル3F

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長

社会・援護局

保護課長

地域福祉課長

地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

障害保健福祉部長

障害保健福祉部 障害福祉課長

老健局長

老健局

高齢者支援課長

雇用均等・児童家庭局長

雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>

住宅局長

住宅局審議官

住宅局

住宅政策課長

住宅総合整備課長

住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長

安心居住推進課長

土地・建設産業局長

土地・建設産業局 不動産課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告 等

○第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度について
- ・生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)について
- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について 等

○第3回連絡協議会(平成29年6月29日)

- ・新たな住宅セーフティネット制度の施行に向けて
- ・生活困窮者自立支援及び生活保護部会の議論の経過等について
- ・老人福祉法改正による有料老人ホーム制度の見直しについて 等



第1回連絡協議会の様子



居住支援全国サミットの概要

○趣旨

高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図るため、厚生労働省と連携のもと、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会等で行っている先進的な取り組みに関する情報提供・情報交換の場として開催

○日時等

日時:平成29年2月22日(水)12:30～16:45

会場:全電通労働会館

○主催

国土交通省・厚生労働省の共催

○参加者

- ・自治体等行政関係者 127団体 296名
- ・一般、マスコミ等 58団体 89名
- (合計 185団体 385名)

サミット開催時の様子



○概要(プログラム)

・開会、挨拶・鼎談

高橋 紘士(高齢者住宅財団 理事長)
坂口 卓(厚生労働省 老健局審議官)
伊藤 明子(国土交通省 住宅局審議官)

・記念講演

「生活と居住の保障をどう再構築するか」
宮本 太郎(中央大学法学部 教授)

・居住支援協議会等の取組事例発表

(①北海道本別町、②埼玉県、③京都市、④福岡市、
⑤福岡県大牟田市)
進行:白川 泰之(東北大学大学院 教授)

・パネルディスカッション

パネリスト:

宮本 太郎(中央大学法学部 教授)
園田 真理子(明治大学理工学部 教授)
高橋 紘士(高齢者住宅財団 理事長)
山田 尋志(京都市老人福祉施設協議会 顧問)
牧嶋 誠吾(大牟田市都市整備部建築住宅課 課長)
佐藤 守孝(厚生労働省高齢者支援課 課長)
本後 健(厚生労働省生活困窮者自立支援室 室長)
北 真夫(国土交通省安心居住推進課 課長)

※敬称略

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布(平成29年4月26日公布)を受け、近畿管内において賃貸住宅供給促進計画作成を検討している府県・政令市間において情報共有を行うとともに、近畿管内の居住支援協議会の活動状況等についても共有を行うこと等により、同法の円滑な施行に資することを目的とする。

※近畿地方整備局と近畿厚生局が連携して開催

○開催概要

- 主催 : 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課
共催 : 近畿厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課
参加 : 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市
の住宅部局・福祉部局 等
頻度 : 平成29年9月1日に第1回を開催
参加者の意向等を踏まえ、今後適宜開催

○主な内容

- ・住宅SN法に係る概要説明(本省住宅局)
- ・賃貸住宅供給促進計画の方針案等の共有(各府県・政令市)
- ・地域包括ケアシステムについての紹介(近畿厚生局)
- ・京都市、神戸市の居住支援協議会の活動状況共有
- ・天理市における社会福祉法人(やすらぎ会)の取組紹介
- ・岡山県の居住支援協議会の活動状況の共有
(おかやま入居支援センター、岡山県宅地建物取引業協会)



第1回連絡調整会議の様子
(府県・政令市の住宅部局・福祉部局が参加)